



2019年5月28日

各位

会社名 WBFリゾート沖縄株式会社
(コード番号 6179 TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役 兼城 賢成
問合せ先 管理部担当取締役 近藤 雅之
T E L 0 9 8 - 8 4 0 - 1 7 7 5
U R L <http://www.wbfresort-okinawa.com>

TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ

当社は、本日開催（2019年5月28日開催）の取締役会において、2019年6月27日開催予定の定時株主総会に、「上場廃止申請の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。TOKYO PRO Market に上場している当社普通株式に関し、株主総会の特別決議を経た上で、上場廃止申請をすることになります。

なお、2019年4月25日付「当社の担当 J-Adviser につきまして」において公表したとおり、当社の担当 J-Adviser である株式会社 OKINAWA J-Adviser の資格喪失に伴って、当社では、新たな担当 J-Adviser の選定を行う予定でしたが、当該選定は行わず、上場廃止申請をすることになります。

記

1. 上場廃止申請の経緯

当社は、2015年10月に TOKYO PRO Market に上場し、当社内では、経営管理体制並びに社員意識が向上し、対外的には発行者情報の決算開示や、東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスを通じて、当社の PR 情報を発信する等、本市場の柔軟な特性を十分に活用しつつ、ビジネスの幅や取引先、活動エリアを拡大することができました。

また、2015年10月の上場以降、2016年3月に「ホテル WBF ポルト石垣島」、「ホテル WBF 福岡天神南」、2017年6月に「GRANCAMPING SENAGAJIMA byWBF」、2017年10月に「ホテルアクアチッタナハ byWBF」、2018年7月に「ホテル WBF 福岡中洲」、2018年8月に「ホテル WBF グランデ博多」を開業いたしました。

上場から約4年が経過し、当社が目指していた「WBF ブランド」を浸透させることができ、一定の成果を上げられたものと考えております。

今後もこれらを一層発展させるために品質の向上、ブランド力の向上等に邁進して参ります。

その中で主に下記2点の理由から、今回の上場廃止申請を株主総会に付議することとなりました。

1点目は近年、関西エリアにおいても「ホテル WBF」の開発が進み、当社運営のホテルを含めてグループ全社で35を超える施設を運営しております。その中で経営資源効率を高め、当グループにおける経営戦略を最適化するために、人財や情報の更なる共有化が必要不可欠となってきたためであります。

2点目は、上場維持コストの削減でございます。上場維持に関する費用を削減し、新たな投資を行うことで企業の成長スピードを上げるためであります。

従いまして、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第1項に基づき、今後、上場廃止を申請することとしたいと考えております。

2. 定時株主総会の開催及び今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条により、株主総会の特別決議を経ることとなっているため、定時株主総会にて上場廃止申請の件を付議する予定です。

| | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 招集通知発送日 | 2019年6月12日(水)(予定) |
| (2) 定時株主総会開催日 | 2019年6月27日(木)(予定) |
| (3) 上場廃止申請書の提出日 | 2019年6月27日(木)(予定) |
| (4) 上場廃止日 | 2019年7月31日(水)(予定) |

上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、上場廃止となる予定です。(「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 143 条第 2 項及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 130 条)

3. 担当 J-Adviser について

今後策定した日程により当社が TOKYO PRO Market に上場廃止の手続きを進めることに関し、担当 J-Adviser である株式会社 OKINAWA J-Adviser からは、上場廃止までの間は、担当 J-Adviser としての業務を継続する予定であると説明を受けております。

以上